

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

| No. | 案 件 名 称                                      | 種目              | 契約の相手方               | 契約金額<br>(税込) | 契約日        | 根拠法令                          | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|----------------------------------------------|-----------------|----------------------|--------------|------------|-------------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1   | 令和3年度大阪市中央卸売<br>市場本場大規模低温貯蔵庫<br>1号エレベーター修繕   | 19(産業用<br>機器)   | フジテック(株)             | 1,980,000    | 令和3年10月8日  | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 2   | 令和3年度大阪市中央卸売<br>市場本場市場西棟乗用エレ<br>ベーター修繕       | 19(産業用<br>機器)   | 三菱電機ビルテク<br>ノサービス(株) | 1,020,800    | 令和3年11月30日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 3   | 令和3年度大阪市中央卸売<br>市場本場自動火災報知設備<br>修繕           | 59(消防・防<br>災用品) | ニッタン(株)              | 1,980,000    | 令和3年11月30日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 4   | 令和3年度大阪市中央卸売<br>市場本場市場東棟エレベ<br>ーター用監視カメラ設備修繕 | 19(産業用<br>機器)   | フジテック(株)             | 1,672,000    | 令和3年12月9日  | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 5   | 大阪市中央卸売市場本場換<br>気設備修繕その2                     | 19(産業用<br>機器)   | ミツヤ送風機(株)            | 1,607,100    | 令和3年12月16日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 6   | 大阪市中央卸売市場東部市<br>場塵芥処理設備修繕                    | 19(産業用<br>機器)   | 新明和工業(株)             | 1,903,000    | 令和3年10月18日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場大規模低温貯蔵庫1号エレベーター修繕

### 2 契約の相手方

フジテック株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、本場大規模低温貯蔵庫に設置されているエレベーターの部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック株式会社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場市場西棟乗用エレベーター修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、市場西棟に設置されているエレベーターの部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者である三菱電機ビルテクノサービス株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる三菱電機ビルテクノサービス株式会社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場自動火災報知設備修繕

### 2 契約の相手方

ニッタン株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されている自動火災報知設備の部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるニッタン株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるニッタン株式会社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場市場東棟エレベーター用監視カメラ設備修繕

### 2 契約の相手方

フジテック株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、本場市場東棟に設置されているエレベーター用監視カメラ設備の部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック株式会社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場換気設備修繕その2

### 2 契約の相手方

ミツヤ送風機株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟および関連棟に設置している換気設備の修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、ミツヤ送風機株式会社が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、ミツヤ送風機株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕

### 2 契約の相手方

新明和工業株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、塵芥処理設備の定期保守点検において、それら各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、早急な補修が必要であることが判明したため実施するものである。

東部市場に設置されている塵芥処理設備は、場内の良好な衛生環境を保つために必要不可欠な設備であり、かつ日々故障なく安定的に稼働することが求められており、故障が発生した場合、ごみの処理が滞り市場運営にも多大な支障をきたすこととなる。

本修繕対象設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3955）